

## 児童相談所支援事務職員（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
職名	児童相談所支援事務職員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
採用予定人数	1名
任用期間	令和8年5月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、通算して連続4回まで公募によらずに再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都町田児童相談所（東京都町田市山崎1丁目2-17）
職務内容	(1) 相談受理会議及び援助方針会議の運営並びにその結果の処理に関わる業務 (2) 児童養護施設等への措置に関わる業務 (3) 一時保護所入退所に関わる業務 (4) 関係機関との連絡調整業務 (5) 児童記録票及び関係書類の整理保管 (6) 児童相談所業務統計 (7) その他上記(1)から(6)までに付随する業務 ※ 相談・助言・指導・心理判定等の業務は、児童福祉司や児童心理司が行います。
応募資格・求められる能力	※ (1) から (4) までの全てに該当する者 (1) 児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の促進に熱意のある者 (2) 電話等による問合せ等に対し、適切に対応できること (3) 事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者 (4) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者
勤務日数	月16日
勤務時間	A班 8時30分から17時15分まで B班 9時00分から17時45分まで 下記時間は個別事情により相談可能とする。 S1班 7時30分～16時15分 S2班 8時00分～16時45分 C班 9時30分～18時15分 D班 10時00分～18時45分 E班 10時30分～19時15分 F班 11時00分～19時45分 所定勤務時間を超える勤務の有無：有（業務の必要上やむを得ない場合のみ）
休憩時間	12時00分～13時00分まで（E、F班は13時00分～14時00分まで）
休暇	(1) 有給 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (2) 無給 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

報酬	月額201,600円（改定される場合があります） 通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円／月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用 ※ 一定の要件を満たす場合
応募方法	次の応募書類を電子メールで送付してください（電子メールが利用できない場合は、郵送又は持参も可）。 （1） 提出書類 ア 会計年度任用職員申込書 ※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。 イ 作文 課題（別紙） ウ 返信用封筒1通（郵送・持参の場合のみ。合否通知等の郵送先住所と氏名を書き、320円切手を貼付してください。） （2） 申込先 送付先メールアドレス： <a href="mailto:S1140515@section.metro.tokyo.jp">S1140515@section.metro.tokyo.jp</a> 送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（児童相談所支援事務職員） ※申込み確認後、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。 ※持参の場合は、平日9時から17時まで
応募期間	令和8年4月10日（金）17時まで
選考方法	（1） 第一次選考（書類選考） 選考申込の際に提出する申込書及び作文による書類審査 （2） 第二次選考（面接） 第一次選考合格者に対して行う人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接 ※ 合否結果については、本人宛電子メールまたは郵送により通知します。 ※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承ください。
特記事項	○ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ○ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ○ このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
応募・問い合わせ先	〒195-0075 町田市山崎1丁目2-17 東京都町田児童相談所 管理担当 電話：042-851-9357

○上記勤務条件等については、制度改正に伴い変更となる場合があります。